

2020年度事業報告に関する件

特定非営利活動法人こども環境活動支援協会が2020年度に実施した事業結果を以下のとおり報告します。

1. 事業実績

(1) 概要

2020年度は、「持続可能な社会の担い手となる次世代の育成事業の体系化」に向けた取り組みを推進するべく各種事業計画を考えていましたが、新型コロナウィルス感染症拡大に伴い各事業において様々な事業内容の変更を余儀なくされました。これにより、業務内容の大幅変更や規模縮小に伴う収入減少など協会運営における厳しい状況も生じましたが、会員企業や行政などとの連携により各分野での活動を大きく後退させることは回避できました。

①持続可能な社会の担い手となる次世代育成に向けた事業

西宮市の環境学習活動の基盤として、1998年から継続してきたエコカードシステムも中断せざるを得なくなりました。ただ、子どもたちが一定の活動を行うことによって認定されるアースレンジャーの仕組みは残すこととなり、家庭での活動も盛り込んだエコチャレンジブックを全児童に配布し、2020年度限定のエコカードでの活動に変更しました。これによって、コロナ禍ではありましたが3784名のアースレンジャーが誕生しました。

学校園では、コロナ禍での休校や授業内容の制限などがあったことから、子どもたちに野外での活動機会を与えるニーズもあり、2学期に入ってからは野外での自然体験活動も再開されるようになり、学校園からの要請に応じて活動支援を行いました。

一方、企業などから受託している食農体験活動などは中止を余儀なくされ、主催事業についても時間短縮や人数制限などの措置を取った上で実施となりました。

甲山グリーンエリア内にある神呪寺農地では、2021年度からの幼児家庭を対象とした新規事業（こそだてファームらんど・甲山）の展開に向けてフィールド整備やプログラム開発を行い、新たな拠点づくりを進めました。また、鷺林寺農地においては、幼児家庭を対象とする神呪寺農地での事業を踏まえ、小学生以上の家庭を対象とする「農と暮らし」に視点を広げたプログラム提供や会員企業の実行委員会による「こども農業塾」について検討を行いました。

②森林資源の循環利用を通じた都市型里山事業の推進

兵庫県下の小学5年生を対象に4泊5日で実施されてきた自然学校が日帰り活動となつたことから、西宮市・西宮市教育委員会と協議し、当協会が指定管理者として管理運営を行っている甲山キャンプ場などでの活動を受け入れることにしました。これによって、これまで市外での活動だった自然学校のプログラムを甲山キャンプ場で行いました。甲山産薪材を使った焼き芋づくりや森林整備体験、薪割り・剪定枝チップ化作業などのプログラムを通じて都市型里山里地での取り組みを教員や児童に紹介する機会となりました。

③社会課題解決や新たな価値創造に向けた各主体との連携・協働の推進

神呪寺農地での「こそだてファームらんど・甲山」の事業立ち上げにあたっては、活動フィールドや子育て支援プログラムの整備段階から会員企業の協力を得て、子育て・都市型里山里地・森林資源循環利用・コロナ対策などの複合的な社会課題に応えるべく新たな価値創造を生み出せる環境づくりに努めました。

④環境学習都市・西宮における各種実践を通じた国際協力を推進

国際協力事業として取り組んでいるJICA関西からの受託事業である途上国を対象とした廃棄物研修については、研修員を招聘できないことからインターネットによる遠隔研修のしくみに変更となり、固形廃棄物管理と循環型社会構築に向けた固形廃棄物管理の2コースをオンデマンド方式でスタートさせました。2021年度にまたがる研修となりましたが、廃棄物関係の会員企業の協力も得る中で各種映像を盛り込んだ教材を自主制作することができました。

草の根事業については、多くのプロジェクトが現地訪問が出来ず活動を停止している中、ソロモン諸島での当協会のプロジェクトについては現地スタッフがホニアラ市と協力し活動を継続させました。

2020年11月には、JICA関西の協力を得て、西宮市長とホニアラ市長のテレビ会議を開催することができました。この中で、環境学習都市間の協力関係を確認し合い、西宮市から買い替え用のごみ収集車をホニアラ市に寄贈してほしいとの要請があり、西宮市からの協力を得ることになりました。

(2) 特定非営利事業に関する事業報告

事業実施内容の詳細については、別添の「2020年度LEAF事業報告書」(本書以外の事業報告附属書類はありません)に記載しています。

2. 組織体制・財政の確立に関する事項

(1) 組織体制について

①新たな執行体制での組織運営

新代表理事を先頭にした新たな執行体制のもと、コロナ禍における時代ニーズに即した事業展開が出来るよう組織運営に尽力しました。

②就業規則に基づく労務環境の見直し

「一般職員就業規則」「契約職員等就業規則」「育児休業・介護休業等規程」「出張旅費規程」を職員に徹底し、雇用職員の身分保障や公正な事業所運営に努めました。また、法律改正などに適宜対応するため社会保険労務士との間で随時相談ができるよう業務契約を結びました。

・労働基準監督署への新就業規則の提出

・36協定の順守(労働時間に関する労使協定 延長できる労働時間の限度 1年間 360時間)

・有給休暇取得状況

・一般職員、契約職員等職員に係る義務日数は履行

・パート職員も勤続年数に応じた日数を付与

・パート職員最低時給単価の改善 最低時給：940円

③事務局運営体制

コロナ禍での職員の解雇などが生じないようにするために各受託事業において創意工夫や業務改善を行い基本業務の確保に努めました。

<事務局職員の構成>

・一般職員(継続雇用) ……7名(20歳代2名・40歳代2名・50歳代3名)

・契約職員(単年契約) ……3名(20歳代1名、30歳代1名、60歳代1名)

*JICA草の根事業によりソロモン諸島で雇用した職員2名を含む

・パート職員(短時間契約) ……31名

④職員の各種スキル向上に向けた研修の実施

森林・農地活動での安全管理・救急処置技術、施設管理など、事業を安全・安心に遂行していくうえで、必要となる各種スキルの向上に向けた組織内研修を実施しました。

・法改正に伴うチェーンソー研修(特別教育)の受講

⑤情報誌「りいふ」の発行

コロナ対応での職員の業務量削減などにより情報誌「りいふ」を発行することができませんでした。

(2) 財政基盤の確立について

財政に関しては、コロナ禍での各種受託事業の規模縮小や中止などに伴う収入の減少や受託金の返還などが生じ、約2割の収入減となりました。こうした収入減少が予測されたことから、職員の勤務状況や予算の執行管理を徹底するなど支出抑制を強化しました。この結果、赤字決算は回避できました。

3. 会員の現況(2021年3月31日現在)

■正会員(個人会員：113名、団体会員：55団体)

以上